

新規性の喪失の例外の手續に関する出願人への情報提供について

意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化のためには、審査基準の改訂による審査官の判断基準の明確化のみならず、出願人の適正な手續に関する各種の情報を充実させるとともに、それらの情報に容易にアクセスできるような環境を整備することが重要である。そこで、意匠の新規性喪失の例外規定に関する情報について、以下に示す方向性により情報提供を行っていく。

(1) 意匠審査基準

①新規性喪失の例外規定の適用を受けるための要件、②要件の充足性は、所定の標準書式と同程度の内容が「証明する書面」に記載されているか否かによって判断すること、③審査官が判断に際し留意する事項を明記している。

(2) 意匠の新規性喪失の例外規定についての Q & A 集

出願人の手續のための手引き及びよくある質問についての Q & A の内容を含み、個別事案に添った情報を充実させたものであり、関連する審査基準等へのリンクを備えることで、必要な情報へのアクセスをユーザーに提供するハブの役割が期待される。

例) Q. 出願人が法人で自らが証明をする場合、「証明する書面」に押す印鑑は誰の印鑑とすべきでしょうか？

A. 法人名の印又は法人を代表する者の名前の印としてください。

Q. 「証明する書面」を援用することはできますか？

A. できます。援用する場合は、「新規性の喪失の例外証明書提出書」の記載欄の、【提出物件の目録】の【物件名】の下に【援用の表示】の欄を設けて、援用される証明書を提出した手續に係る出願番号、書類名及びその提出日を記載してください。

これらの情報を特許庁 HP 上に掲載するとともに、説明会等による周知を積極的に図っていく。

以上